

介護保険 制度が変わりました

介護保険制度は、平成12年度にスタートしてから6年が経過し、介護を社会全体で支える制度として定着しました。その一方で「要支援」・「要介護1」の軽度の人が増え、制度から給付される費用も年々増大してきています。

介護保険の財源は、保険料と公費(税金)ですので、給付される費用が増えると3年ごとに見直される保険料も、見直しごとに上昇することが見込まれます。

これからの高齢社会に向け、制度を安定的に運営するためには、介護度に応じ必要性の高いところに給付の重点を置くとともに、要介護者を増やさないための「予防」の取り組みや、「在宅サービス」等の拡充による給付の効率化が必要となることから、介護保険制度が改正されました。

なお、本市では、新たな予防給付を平成19年10月から実施する予定であり、それまでの間は、従来の要介護(支援)と介護(予防)給付を行います。



改正のポイント

★保険料や制度運営の見直し ……………

保険料の細分化を図り、低所得の人に配慮した新しい段階設定や、要介護認定事務の見直し、保険者の権限を強化し制度運営の安定化を図ります。

★介護を「予防」するサービスの充実 ……

軽度の要介護者に対して状態の改善に向けた介護予防サービスや、地域でも要介護状態にならないため「介護予防事業」を行います。

★住み慣れた地域での自立支援の強化 ……

「地域包括支援センター」を創設して高齢者の生活を総合的に支援し、在宅と施設介護の中間的役割を担う地域密着型サービスを充実させ在宅支援を強化します。

上記の改正ポイントを踏まえて、次の事業や運営が実施されます。

I 年齢65歳以上の人の保険料が平成18年度分から改定

介護保険は、40歳以上の人がかかる保険料と公費(税金)を財源として、介護が必要な人が費用の一部を負担するだけで、サービスが利用できる仕組みとなっています。

介護保険にかかわる費用が増えると、財源となる保険料の額を引き上げて補わなければなりません。今後、どのくらいの人がかかる介護保険サービスを利用していくかなどの費用を見込み、財源となる保険料を改定していく必要があります。

市では、平成18年度から20年度までの介護保険にかかわる費用は、約70億7,500万円になると見込んでいます(表-1参照)。

このようなことから、平成18年度から65歳以上の人に納めていただく介護保険料額を改定しました(平成20年度まで同額)。

表-1 介護保険にかかわる費用 (単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
在宅サービス給付費	1,006,374	981,226	958,336
地域密着型サービス給付費	168,579	168,579	216,894
施設サービス給付費	787,200	872,806	1,137,382
介護予防サービス給付費	0	126,046	234,264
地域支援事業費	11,007	41,663	73,704
特定入所者介護サービス費	66,189	69,946	84,541
高額介護サービス費	15,932	19,119	22,943
審査支払手数料	3,445	4,066	4,797
計	2,058,726	2,283,451	2,732,861
3年間の合計	7,075,038		

保険料の決め方

基準額を基に、所得段階の保険料の額が決まります。今年度から所得の低い人の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階が標準5段階から6段階に見直されています。

改正前(平成15年度~17年度)

改正後(平成18年度~20年度)

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	18,100円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方	27,100円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	36,200円 (基準額)
第4段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円未満の方	45,200円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円以上の方	54,300円 (基準額×1.5)

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	22,300円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市民税非課税であり、本人が年金収入80万円以下で年金以外に所得がないなど	22,300円 (基準額×0.5)
第3段階	本人および世帯全員が非課税で、第2段階に該当しない場合	33,400円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	44,600円 (基準額)
第5段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円未満の方	55,700円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円以上の方	66,900円 (基準額×1.5)

なお、平成18年度から年齢65歳以上で、前年合計所得金額が125万円以下の人の非課税措置が段階的に廃止されることに伴い、所得が変わらないのに保険料が大きく変わることが起こらないよう、平成18年度から2年間については保険料の緩和措置が適用となります。

II 介護予防事業の実施 (平成18年4月～)

高齢者の方が要介護状態になることを、できる限り防ぐために実施する事業です。
 すべての高齢者を対象とした「一般高齢者施策」と、介護予防上の支援が必要と認められる高齢者を対象に行う「特定高齢者施策」があります。
 (特定高齢者施策事業内容)
 ○運動器の機能向上 ○栄養改善 ○口腔機能の向上 ○閉じこもり予防等の事業を提案します。

III 地域密着型サービスの実施 (平成18年4月～)

高齢者の方が要介護状態になっても、住みなれた地域でいきいきと生活を続けられるよう、市が主体となって支援するサービスです。
 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 比較的安定した認知症の状態での介護が必要な高齢者等が共同生活を営む住居で受ける入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練が受けられるサービスです。

IV 適正な要介護認定申請の代行 (平成18年4月～)

いままで要介護認定の申請を本人に代わって居宅介護支援事業者等が行う際に、本人に十分な説明を行わないなどの不適切が指摘されたため、平成18年4月から、適正な申請の代行は法令で定められた居宅介護支援事業者または、介護保険施設に範囲が縮小されます。
 ※本人、成年後見人、家族、親族等、民生委員、介護相談員等による申請は、従来どおり認められます。

V 福祉用具貸与の見直し (平成18年4月～)

「要介護1」の人には、車椅子(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(吊り具の部分除く)は、原則として保険給付の対象となりません。

VI 特定福祉用具販売の指定制度 (平成18年4月～)

これまで、居宅要介護者等が特定福祉用具を購入したときに、その販売業者等を要件とせずに、市が償還・受領委任払いで支給していましたが、今回の改正で事業者を事前に指定する制度が導入され(特定福祉用具販売にかかわる指定居宅サービス事業者)、その事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り支給されます。

VII 住宅改修の事前申請 (平成18年4月～)

これまで、住宅改修を行ったときに事後の申請と審査により、市が償還・受領委任払いで支給していましたが、今回の改正で事後の審査とともに、あらかじめ市に申請書を提出し、その審査を受ける事前申請制度が導入されます。

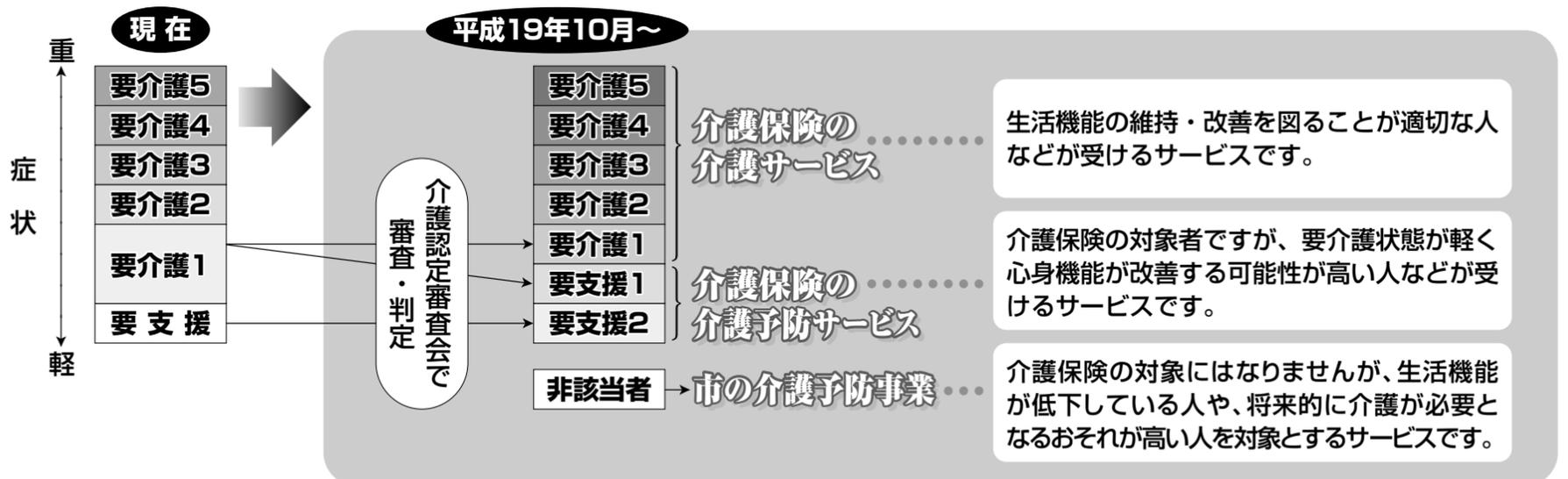
VIII 予防給付サービス

従来の「介護給付を行うサービス」に加え、新たに「予防給付を行うサービス」を平成19年10月から実施します。

介護給付を行うサービス (従来からのサービス)	予防給付を行うサービス (新規サービス)
(1) 居宅サービス ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入所者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売 ⑬住宅改修 ⑭居宅介護支援 (2) 地域密着型サービス (新規サービス) ①認知症対応型通所介護 ②小規模多機能型居宅介護 ③認知症対応型共同生活介護 ④地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (3) 介護保険施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設	(1) 介護予防サービス ①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入所者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具販売 ⑬住宅改修 ⑭介護予防支援 (2) 地域密着型介護予防サービス ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護

IX 要介護区分の一部変更

これまでの要介護1に該当する人は、平成19年10月から心身の状態によって要介護1と要支援1に分かれます。また、これまでの要支援に該当の人は、要支援2となります。



X 地域包括支援センターが設置されます

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、高齢者やその家族の相談を受けたり、様々な支援を行う地域介護の中核拠点として、平成19年10月から4ヵ所設置します。

